

この申告書に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

受付印	現住所	足利市本城3丁目2145番地				業種又は職業	飲食業				
	1月1日現在の住所	同上				電話番号	0284-20-2122				
足利市長様	フリガナ	アシカガ タロウ				個人番号	0   1   2   3   4   5   6   7   8   9   1   0				
提出年月日	氏名	足利 太郎				続柄	本人				
年 月 日	生年月日	明・大昭 平・令	62・4・2	世帯主の氏名	足利 太郎		続柄	本人		基本コード	
6 2 16	公称コード		通称コード		納組コード		世帯コード				

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	国民健康保険税	320,000	円						
	国民年金保険料	199,080	円						
	合計	519,080	円						
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	100,000	円						
	新個人年金保険料の計	30,000	円						
	介護医療保険料の計	50,000	円						
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	16,000	円						
⑰～⑲ 障害者控除	⑰ 寡婦控除	<input type="checkbox"/>							
	⑱ 勤労学生控除	<input type="checkbox"/>							
⑳ 障害者控除	氏名	足利 春男	障害の程度	身体1 級度					
	個人番号	フリガナ							
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除	フリガナ	アシカガ ハナコ	生年月日	明・大昭 平・令	62・4・3	配偶者の合計所得金額	200,000	円	
	氏名	足利 花子	配偶者の合計所得金額	200,000	円	同一生計配偶者(特除対象配偶者を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>		
㉓ 扶養控除	フリガナ	アシカガ ハルオ	生年月日	明・大昭 平・令	37・4・4	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	続柄	父
	氏名	足利 春男	個人番号	2   3   4   5   6   7   8   9   1   0   1   2	控除額	万円			
	フリガナ	アシカガ ナツコ	生年月日	明・大昭 平・令	37・4・5	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	続柄	母
	氏名	足利 夏子	個人番号	3   4   5   6   7   8   9   1   0   1   2   3	控除額				
16歳未満の扶養親族	フリガナ	アシカガ アキ	生年月日	平・令	29・4・6	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	続柄	長女
	氏名	足利 あき	個人番号	4   5   6   7   8   9   1   0   1   2   3   4	控除額				
	フリガナ	アシカガ フユコ	生年月日	平・令	5・4・7	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	続柄	二女
氏名	足利 冬子	個人番号	5   6   7   8   9   1   0   1   2   3   4   5	控除額					
フリガナ		生年月日	平・令		同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居	続柄		
氏名		個人番号			控除額				

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

扶養控除額の合計 600,000

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	300,000	円
	保険金などで補填される金額	50,000	円

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する項目や欄がありますので、注意してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	3,500,000	円
		農業	イ	200,000	
		不動産	ウ	120,000	
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ	650,000	
雑		公的年金等	キ		
		業務	ク		
		その他	ケ		
総合譲渡		短期	コ		
		長期	サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	2,300,000	円
		農業	②	-100,000	
		不動産	③	60,000	
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥	100,000	
雑		公的年金等	⑦		
		業務	⑧		
		その他	⑨		
	合計	⑩			
	総合譲渡・一時	⑪			
	合計	⑫	2,360,000		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	519,080		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮	70,000		
	地震保険料控除	⑯	8,000		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱			
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	530,000		
配偶者(特別)控除	㉑～㉒	330,000			
扶養控除	㉓	660,000			
基礎控除	㉔	430,000			
⑬から㉔までの計	㉕	2,547,080			
雑損控除	㉔				
医療費控除	㉕	150,000			
合計	㉖	2,697,080			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

備考

控え希望